

知らない間に、あなたの町で決められてはいませんか？

「市政への市民参加」という条例 自治基本条例

住民基本条例

まちづくり基本条例

市民参画協働条例

「自治基本条例」の問題点のひとつにその市に通勤・通学・活動する市外の住民や外国人未成年者にも権利を与える場合が多いということがある。

※条件は各自治体によって違います。

最近、危険性も知らずに「自治基本条例」を制定する地方自治体が増えているんだよ。

市民の声を反映する「自治基本条例」に危険性なんてあるんですか？

これらの条例にひそむ危険性についてご存知ですか？

通勤・通学の名目で宗教や活動団体が集結

△△学校 ××会社

どんどん票を集める

外国人やマフィアが集団移住

○国人街

アジト

○国人の為に町を変えよう

住民投票が将来規定されたら…特定の団体が市外から大量に流入すれば、住民投票の結果に影響する危険性がある。

外国人 ヤクザ… 活動家・宗教 企業・団体…

「自治基本条例」はその市民が選んだ「市長」や「議会」に口出しをすることができる制度だ。ところが、住民でもない市外の人間や外国人なども参加が可能なため、市民以外の団体に行政を左右される恐れがある。

市の運営（行政）はその市に住む住民が選挙で選んだ「市長」や「議会」によって決められていく。

候補 投票箱

この条例、小さな文字で外国人

一般市民は仕事や生活で手いっぱい。だから行政を自分たちが選挙で選んだ議員に託しているんだ。市外住民や外国人が地域の運営に口出ししたり、活動家が行政を混乱させる危険のある「自治基本条例」の問題点を今一度考えよう。

地方議会

多くの一般人は普段行政にかかわる暇がない。そのスキについて政治活動団体などが「住民投票」を使い自分達だけに都合のいい要求をするかもしれない。

民意

ところでキミは市民参加で署名集めなどの活動ができるかい？

仕事や生活で手いっぱい。そういう活動は難しいですね。

マンガの中で「自治基本条例」として取り上げた市民参加型の自治体条例は、「自治基本条例」の他に「住民基本条例」「まちづくり基本条例」「市民参画協働条例」「行政基本条例」等、様々な呼ばれ方をします。これらの条例では、定住外国人に投票権を認めている場合が多く、「名前を変えた外国人参政権」とも言われています。「外国人参政権」の危険性や違法性については広く知られてきましたが、「自治基本条例」等の危険性には気づかず制定してしまう自治体が後を絶ちません。一度条例が制定され権利が与えられると、それを覆すのは非常に厳しいことを覚悟してください!!

納税はサービスに対する対価で、権利を主張する根拠にはなりません。

外国人が政治参加する権利は自分の母国に対してこそ主張すべきと思いませんか？

※このチラシは、市民参加型の条例に危機感を持つ一般の有志が作成しています。特定政党や団体、宗教とは一切関係ありません。

自治基本条例

検索